

して要請発言、駒井一組総支部副委員長より一組総支部要請文の読み上げ、藤川一組総支部副委員長から署名提出の後、豊島工場支部湯本委員長、多摩川工場支部堀口書記長、杉並工場支部岸野書記長より、代表要請が行われた。当局の考え方として、返答があり、これを受け、総括集会の後、団結カンパローで終了した。

要請の内容

東京清掃を代表し、清掃一組が8月23日に提案した「平成23年度清掃工場運転管理等業務委託について」私たちの見解を述べ抗議及び要請をさせていただきます。

この数年間、清掃工場の民間委託化は単に一工場支部だけの問題ではなく、東京清掃組織全体にかけられた攻撃と受け止め全支部が一丸となり、住民に信頼される安全で安定した工場運営を守るため委託反対を訴えてきました。しかし実際にはすでに9工場が委託され、仮に、今回の豊島工場委託提案が実施されることになれば、10工場目の委託となります。

一組当局は、「運転管理業務等の委託方針は評議会や全員協議会



本部吉田副委員長

等で決定されたものであり、それを遂行するのが私たちに課せられた責務です」としてありますが、その根底にあるものは全国の自治体で進められている行政改革であり、事業の縮小、廃止、民間委託人員の削減など、コスト削減のみを目的とした行政のスリム化であると言えます。

しかしそのことが、行政サービスの質の低下を招く原因になっているのです。

本来、23区の清掃事業にとって最も重要視しなければならないことは、区民が安全で安心した生活を送ることができる衛生的な環境を守ることにあります。

たとえ地震や風水害などが発生した場合でも事業を継続しなければなりません。区は清掃事業と清掃一組が果たすべき責務は異なるものの、揺るぎない環境循環社会の構築、衛生約なごみの処理、区民のための快適な生活環境の保全等については共通した目的

は、職員の労働意欲の喪失を確実にもたらしているからです。

委託工場では、運転係の経験がない新規職員が焼却炉の運転操作を行っていたことも本格的な操作が出来ず、設備管理職員は整備係のみに配置され、工場全体のシステムを把握しようにも出来ない状況を生み出しているのです。

そして委託提案工場の職員は、余儀なく愛着のある職場を追われると共に、他工場へ異動するための不要な競争意識を芽生えさせ、異動後、新しい配属先に馴染めずに心的ストレスで職場に行くことが出来なくなる職員が少なからずいることを当局は認識すべきです。

このような状況が、将来の一組の工場運営を危うくし、事故故すら引き起こす要因ともなり、個人のモチベーション維持にも影響を与え、職員の献身的な



署名提出

杉並工場岸野書記長



杉並清掃工場は、平成19年度から運転管理等の業務が委託され、仕様書は、何ら老朽化した清掃工場プラントの予防保全を含まない内容になっています。プラントの老朽化は、設備の維持管理ではプラントの性能維持・管理はできません。J Vに発注したプラントは、設備が相互に関連しています。しゅん工後に、公害規制値が変更され、改修工事を実施されました。

しかし、それらの設備も老朽化により現場作業環境が悪化しています。老朽化した清掃工場の保全業務は、現場確認の徹底と緊急対応でしか対処できません。現場の異常を認識し、適切に判断することは、現場を把握できる経験と対応する技術力が必要です。

事例として杉並工場で起きた運転管理等業務委託に関わる重大なトラブルをあげさせていただきます。19年度にはポンプ切替の際、冷却水量不足によりH C L除去設備を緊急バ

委託することは、清掃現場で働く職員と住民に大きな不安をもたらすことになるのです。23区統一した取組みが必要であり、収集・運搬・処理・処分の一貫性、統一性、一体性をもたにした清掃事業が運営されなければなりません。

支部代表要請

豊島工場湯本委員長



去る8月23日、東京二十三区清掃一部事務組合は、豊島清掃工場の外部業務委託を私たちに提案してきました。当該の東京清掃労働組合の支部として、ここに委託反対の要請をする次第です。委託提案後、豊島工場では一総当局のありにも理不尽な提案に怒りが渦巻くと同時に、深い失望の念にかりた

てられています。それでも9月13日、10月5日の2回に及ぶ2号炉のクリン力脱落による炉停止という緊急事態にも冷静に対処してきました。そうした対応は、これまで培ってきた経験によるものであり、職員一人ひとりの職場に対する愛着があればこそなせることです。

これまで委託された9清掃工場では、いろいろな問題点が指摘されています。その代表的なことは、明らかに委託従業員の知識、経験不足からくる操作ミス、異常の発見の遅れからくる事故障などです。

今回提案された豊島清掃工場は、大商業地域の池袋という厳しい立地条件の中にあります。しかも、ごみ焼却炉の基本とも言えるストロー力炉とは異なる流動床炉であり、事故を防ぐための特有な焼却技術が求められる施設です。

この間、私たち職員は、これまで培った経験と懸命な努力により様々な改良を重ね、多くのトラブルを乗り越えてきましたが、もし都会の中心で大きな事故が発生すれば、その影響は測り知れません。利益優先の民間企業に業務を委ねることは、安全面に不安を抱くば

イパスした。

22年度にも停止炉を間違え、稼働中の冷却水ポンプを停止し、H C L除去設備を緊急バypassした。また、19年度に大量の未燃物による主灰・ノット・ブリッジの発生で焼却炉停止。未燃物は灰バン力からごみバン力に逆送して再焼却を実施した。同じく、19年度、灰汚水ポンプ地絡トリップ時に調査せず再度投入したため、非常用動力がトリップし、ボイラ給水、脱気器給水ポンプ等主要機器及び、タービン発電機がトリップした。

杉並工場電気主任が委託従業員に対する保安講習をやらされた。20年度には、48%苛性ソーダが30t漏洩し、四階から一階まで苛性ソーダの雨が降る事故が発生した。21年度にはごみクレインの軸受が大幅に破し、支持ワイヤドラムごと二基とも交換しなければならなくなった。22年度、東電との行き違い連絡により特別高圧遮断機を誤投入し、東電から講師が来て保安研修を運転班全員で実施した。



一組総支部中里書記長



一組当局対応

当局回答

皆さん方には、清掃工場等の安定的な操業にご協力裁きありがとうございます。

ただ今、お聞きした要請の趣旨は管理者および副管理者に報告させていただきます。

この豊島清掃工場に係る運転管理等業務委託については、8月23日に提案させていただいて以来、精力的に専門委員会等の交渉を重ねてまいりました。

交渉では、皆さんの日々の業務に対する熱い思いや清掃工場運営に関する様々な意見が出されていることを交渉員から報告を受けておりますが、残念ながら合意を見出すに至らず、協議期限を一か月程度延長して協議を行ってまいりました。繰り返して説明してきたことですが、運転管理等の業務委託は区長会や一組協議会で決定されたことであります。申すまでもありません。



多摩川工場堀口書記長

はじめに、我が多摩川工場支部は、8月23日に一組総支部に示された「平成23年度清掃工場運転管理等業務委託について」の提案に断固反対する決意を表明します。

平成18年度に練馬清掃工場からはじまった清掃工場の外部委託は、僅か5年足らずで9工場で実施されました。この間、職員の数が大幅に削減される中でも、委託・直営工場を含めた直営職員の献身的な努力と長年培った技量により、様々な問題さと乗り越えてきました。

しかしその負担は、肉体的にも精神的にも非常に大きな被害をもたらすものでした。それでも自分たちの使命として、区民の生活環境を守るために職員が一丸となって堅守し続けてきたのです。しかしこうした献身的な努力にも限界があります。何故なら、清掃工場外部委託の推進

んが、安全と安定を前提にそれを遂行することが我々の責任であり

私どもは、清掃一組が所管する全ての業務に職員が直接に従事しなければならない、一組の行政責任を果たしえないと

今回の豊島清掃工場を含め運転管理等の業務委託はその考え方のもとに実施してまいりましたが、今後の工場工場運営等のあり方については、様々な視点から検討を行っていく必要があると考えております。その際は皆さん方と十分な意見交換を行なってまいれる所存です。今回の提案については、残された日数は極めて限られてはおりますが、専門委員会等の場で皆さんの意見は十分にお聞きすると共に、清掃一組の置かれた状況等についての説明をさせていただき、ご理解を得たいと考えております。

私どもとしては、これまで培ってきた労使の信頼関係に基づき誠意をもって協議を尽くす所存ですので、よろしく申し上げます。